

Title	自由党幹事柏田盛文小伝
Sub Title	
Author	小川原, 正道(Ogawara, Masamichi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2004
Jtitle	近代日本研究 No.21 (2004.) ,p.241- 276
JaLC DOI	
Abstract	<p>柏田盛文の名は、自由党幹事、鹿児島選出の衆議院議員、あるいは教科書疑獄事件で逮捕された新潟県知事、などとして記憶されている。彼については、『自由党史』や鹿児島の政党研究関係の諸文献をはじめ、人名辞典においても、『日本現今人名辞典』(日本現今人名辞典発行所、明治三十三年)から、『明治過去帳新訂』(東京美術、昭和四十六年)、『幕末維新人名事典』(新人物往来社、平成六年)に至るまで多数紹介されており、その名は、自由党員の中でも比較的著名の位置にある。しかしながらこれまで、柏田についてのまとまった伝記や小伝はなく、川内郷土史編さん委員会編『川内市史』下巻(川内市発行、昭和五十五年)、野村英一「三田の政治家たち」(『塾友』昭和六十三年十月号)、森田美比『茨城県政と歴代知事』(暁印書館、平成三年)などに、ややまとまった経歴の記述がみられるにすぎない。筆者自身も前稿(「自由民権運動と西南戦争」『法学研究』七十七巻四号、平成十六年四月)において、主に西南戦争前後の柏田について論じたが、その人生全体については十分に論じられなかった。彼が自由党の幹部、鹿児島県会議長を経て、衆議院議員や文部次官、さらに各県知事を歴任したことを考えるとき、また近年、これまで研究の遅れが指摘されてきた鹿児島の民権運動研究が、出原政雄氏などによってようやく進展しつつあることに鑑みると、柏田の生涯について明らかにすることは、民権運動史上有意義なことだと考えられる。そこで本稿では、右の研究成果をふまえて、明治十年に柏田自身が記した「始末書」(「鹿児島征討始末二」国立公文書館蔵、所収)、大久保利夫『衆議院議員候補者列伝』(六法館、明治二十三年)、および衆議院の議事録や新聞各紙などを用いながら、柏田の出生から書生時代、西南戦争、そして国会開設運動を経て自由党幹事となり、やがて衆議院議員から県知事となるまでの思想および行動を論じ、もって自由党幹事柏田盛文の小伝としたい。未熟な一論に過ぎないが、大方の御叱正を仰げれば幸いである。</p>
Notes	

Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20040000-0241

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由党幹事柏田盛文小伝

小川原正道

はしがき

柏田盛文の名は、自由党幹事、鹿児島選出の衆議院議員、あるいは教科書疑獄事件で逮捕された新潟県知事、などとして記憶されている。彼については、『自由党史』や鹿児島政党研究関係の諸文献をはじめ、人名辞典においても、『日本現今人名辞典』（日本現今人名辞典発行所、明治三十三年）から、『明治過去帳 新訂』（東京美術、昭和四十六年）、『幕末維新人名事典』（新人物往来社、平成六年）に至るまで多数紹介されており、その名は、自由黨員の中でも比較的著名の位置にある。

しかしながらこれまで、柏田についてのまとまった伝記や小伝はなく、川内郷土史編さん委員会編『川内市史』下巻（川内市発行、昭和五十五年）、野村英一「三田の政治家たち」（『塾友』昭和六十三年十月号）、森田

美比『茨城県政と歴代知事』（暁印書館、平成三年）などに、ややまとまった経歴の記述がみられるにすぎない。筆者自身も前稿（『自由民権運動と西南戦争』『法学研究』七十七巻四号、平成十六年四月）において、主に西南戦争前後の柏田について論じたが、その人生全体については十分に論じられなかった。彼が自由党の幹部、鹿児島県会議長を経て、衆議院議員や文部次官、さらに各県知事を歴任したことを考えるとき、また近年、これまで研究の遅れが指摘されてきた鹿児島の民権運動研究が、出原政雄氏などによってようやく進展しつつあることに鑑みると、柏田の生涯について明らかにすることは、民権運動史上有意義なことだと考えられる。そこで本稿では、右の研究成果をふまえつつ、明治十年に柏田自身が記した「始末書」（『鹿児島征討始末二』国立公文書館蔵、所収）、大久保利夫『衆議院議員候補者列伝』（六法館、明治二十三年）、および衆議院の議事録や新聞各紙などを用いながら、柏田の出生から書生時代、西南戦争、そして国会開設運動を経て自由党幹事となり、やがて衆議院議員から県知事となるまでの思想および行動を論じ、もって自由党幹事柏田盛文の小伝としたい。未熟な一論に過ぎないが、大方の御叱正を仰げれば幸いである。

一 出生と勉学

柏田盛文は嘉永四年三月二十二日、薩摩藩士柏田恕兵衛の長男として、薩摩郡平佐村に生まれた。生家の正確な場所はわからないが、のちに慶應義塾に入社した際（明治七年）の住所は、「鹿児島県第二十九大区一番小区薩摩郡平佐村十三番地」となっており、鹿児島に帰って九州改進黨の設立に参加した際（明治十四年）の住所も同じであることから、ここが生家だと推定される。

柏田家は桓武平氏を祖とし、初代盛宗が日向国宮崎郡柏田郷を領して柏田と称したことをもって起源とする。二代盛鏡が文祿四年に北郷三久に仕えて薩摩国薩摩郡平佐村に移り、以後一時期を除いて代々、北郷家の役人を務めた。盛鏡の後、盛俊、盛重、盛利、盛親、盛堅、盛興、盛香、六太夫、恕兵衛と続き、盛文はこの六太夫の末孫にあたっている。

鹿兒島時代の柏田は漢学、剣術に打ち込み、十六歳で迎えた戊辰戦争では藩兵小頭を務めて皇居の守備にあたったといわれる。その後明治四年二月、薩長土三藩に御親兵召集の命令が下されると、第一大隊第六小隊に編入された。御親兵が明治五年三月に解散されると鹿兒島に帰り、明治七年七月に「遊学ノ為メ県下ヲ発足」、明治七年九月十七日、有馬武を保証人として慶應義塾に入社している。

安政五年に福沢諭吉が江戸中津藩邸に開いた蘭学塾から発展した慶應義塾は、この頃、入社、塾内生活、カリキュラムなどの詳細を定めた「慶應義塾中之約束」の制定、外国人教師の雇用、「正則」「変則」の教育課程の整備など教育環境の充実が図られており、大阪、京都、徳島には分校を設置、全国の公立私立学校に多数の教員を派遣するなど、「日本における英学の一手販売ともいうべき学塾」となっていた。福沢自身もちょうど「学問のすゝめ」を刊行中で、啓蒙思想家として強い影響力を発揮していた。

こうした中で入社した柏田は、当初「変則」科に籍を置き、のちに「正則」「変則」制度の廃止とともに、「本科」に移っている。彼が学んでいたのは「リードル 文典 地理書 究理書 歴史 修身論 経済書等」だが、当時用いられていたテキストは、「ウイルソン・リーダー」「ピネオ・プライマリー文典」「グーキ・文典」「ハークス・ラテン文典」「コーネル・ハイスクール地理書」「ミッチェル・古代地理書」「ガノット・究理書」「パルリー・万国史」「カッケンボス・米国史」「ギゾー・文明史」「ウェーランド・修身論」といったものであった。

柏田はかなり勤勉であり、慶應義塾の成績表によれば、入学時から明治九年七月まで欠席は一度もなく、成績も優秀で、例えば明治九年四月から七月までの成績は、算術が百点中百点、期末試験は百点中八十八点で、「第二等」クラス（二十七人）で第三位となっている。¹²

こうした学業は、民権家としての柏田の思想形成上、大きな意味をもったはずである。事実、柏田は福沢の強い思想的影響を受けて鹿児島に帰省するのだが、この点については次章においてみたい。

二 西南戦争

明治九年十二月、柏田は慶應義塾を卒業した。¹³そして、同月のうちに鹿児島に帰省する。この経緯について、彼自身は翌年四月に記した「始末書」において、次のように記している。¹⁴やや長文となるが、重要と思われるので引用したい。

明治七年七月遊学ノ為県下ヲ発足イタシ同年九月福沢門ニ入学シ往再殆ト三ヶ年ニ因リ一旦帰省スヘキ旨屢父母ヨリ申来候故客歳十二月ノ休業ニハ是非暫時帰省シテ老父母ノ憂心ヲ慰度儀ハ既ニ胸衷二期シ居申候然ル処同シ十二月月上旬ヨリ通路ノ風説ニ鹿児島県下私学校党ハ公然刀ヲ帯ヒ銃ヲ携ヘ或ハ隊伍ヲ組ミ或ハ射撃シ將ニ兵馬ノ上国ニ弄シテ闕下ヲ蹂躪スルノ景状アリト物議頗ル囂然ナリ……方今鹿児島ニシテ崛起セハ固ヨリ山口熊本ノ暴動ノ如ク一挙シテ鎮定スル能ハス遂ニハ日本独立ノ安危ニモ関渉スル争乱ヲ醸生スルモ測リ難シ故ニ之ヲ未発ニ防禦シテ独立ノ基礎ヲ鞏固ニスルハ我輩生国ニ報スルノ一大義務ニ非スヤ且ツ我輩ハ一介ノ書生ト雖モ彼等偏ニ私憤ヲ抱キ怨望ノ余リ国事ノ開進ヲ憤リ自由同等ノ説ヲ惡ミ民権

進動ノ欄柵トナル賊軍ヲ起シ治安ヲ乱シ国憲ヲ犯シ堂々タル王師ニ弓ヲ彎クニ方テハ平生ノ情義ヲ重シテ傍觀スルニ忍ヒス……何ソ早く帰県シテ大義名分且ツ利害得失ヲ諄々吐露シテ我輩朋友親戚ニ対スルノ義務ヲ尽クサ、ルヤ

帰省の理由は、当初「老父母ノ憂心ヲ慰」めるためだったが、のちに私学校徒が武装し騒然とする鹿児島の状態を聞き、彼らが「自由同等ノ説」を憎んで「民権進動ノ欄柵トナル賊軍」を起して「王師」に弓ひく事態を憂慮し、この暴発を阻止すべく「朋友親戚」を説得しよう¹⁵と決意したわけである。民権家としての萌芽がみて取れよう。

その後柏田は同郷の大山綱介（中江兆民塾）、猪鹿倉兼文（攻玉社）といった書生や、末広直方（警視庁中警部）、田中直哉（評論新聞記者）らと意気投合し、十二月二十八日、横浜を出て海路鹿児島へ向かった。

なお、出航の二日前、大警視川路利良邸で、帰省する鹿児島県人に対して内命が与えられていたことが知られているが、柏田はこれに参加しなかった。その理由について彼は当時、未広らに次のように述べたという¹⁶。

我輩今般帰県ハ自身実ニ止マサル志情ヨリ暢発シタル事件ナレハ子等モ今度ノ帰県ハ同シキ情義ヨリ発シタル私事トハ云フモノ、当分在職ノ人々ナレハ遂ニ世上ニ我輩ハ警視ノ為ニ籠絡サレ当政府ノ使役スル処トナルト認メラレテハ甚以残念至極ニ存シ且ツ自身ヨリ他人ニ不羈独立ノ元氣自主自治ノ精神ヲ陶冶揮セント欲シテ先ツ自身ニ卑屈ノ域ニ陥ルノ景状ニ相成候テハ素志ニ背馳スルノミナラス尔来世上ニ対シテ何ノ面目アラシヤ

この帰省はあくまで自発的なものであり、政府の使役するところと見られては残念至極、「不羈独立ノ元氣」「自主自治ノ精神」に反することとなる。柏田は自発的な帰郷にこだわったのである。ともあれ、「不羈独立」

「自主自治」とは、福沢諭吉が『学問のすゝめ』において当時繰り返し主張していた精神であり、慶應義塾を出た直後の柏田には、その影響が強く残っていたことがうかがえよう。

さて、鹿児島に着いた柏田が目にした故郷平佐村は、「東京ニテ吾郷ハ未タニ（私学校に——小川原）入校セサルナラント想像スルト大ニ相違シ既ニ八拾名モ入校シテ其勢焰頗ル熾シ」といった状況であった。¹⁷これに對して柏田は、「無名ノ暴動」によつて「貴重ナル権利ヲ自ラ捨テ心身共ニ同等ノ人間ニ委託シテ疑ハサルハ男子ノ愧ル所ニ非スヤ……ナド、説論」した。しかしその効果はなく、「悔悟ノ色ハアレトモ今更約ヲ變シ退校ノ難キヲ憂フ」という反応であつたという。

一方、共に帰郷した大山と猪鹿倉が加世田郷で行つた説得は効果を挙げたようである。大山らは、私学校徒が跋扈する現状を憂い、「我郷独立シ新ニ学校ヲ設立シ教育ヲ盛ニ」にすることで周囲から独立すべきことを訴えて支持を獲得、「変則学校ヲ設ケ東京へ一ケ年ニ四人ツ、遊学セシムルノ儀ヲ決」したという。¹⁸二月三日には柏田も加わつて学校の草案が練られた。しかし、彼らはその草案作成中に私学校徒によつて逮捕されてしまふ。柏田によれば、「猪鹿倉宅ニ於テ同人及ヒ大山ト変則学校ノ約束ヲ草シ居タリシ央、三、四十名が「刀ヲ帯ヒ棒及ヒ繩ヲ提ケ」て侵入、猪鹿倉を捕縛したため、柏田が「乱暴狼藉如斯ハ何ソヤト詰問」したところ、「之モ陸軍大将ヲ暗殺スル同類也」とされ、「硬縛」されたという。

西郷隆盛暗殺計画そのものの存否については、定かでない。¹⁹ただ、この後、逮捕された中原尚雄や末広以下が暗殺計画を自供した口供書が作成されて、これが西郷拳兵の名義として流布されたこと、そして、のちの中原らの証言や九州臨時裁判所の判決で、これが捏造されたものとされたのは事実である。柏田自身も中原らと同時に口供書を取られており、のちに大審院に提出した始末書において、これは圧迫強制をもつて捺印させら

れたものだと言し、九州臨裁でも「暴力ヲ以テ強捺セシム」と述べて、結局「取調ル所不束ノ筋無之ニ付無構」との判決を受けている。もつとも柏田の口供書は暗殺を自供した中原らのものとは別のもので、ここでは「探偵方トシテ帰省」し、私学校徒の「離間致シ候様、其他ノ儀共ハ末広等ノ指令ニ従フヘキ旨承知」とはあるものの、暗殺計画への直接関与は否定されていた。²⁰ すなわち柏田が暗殺計画に加わっていたことを示す資料はなく、彼が計画に加わっていなかったのはたしかだと思われる。彼自身の証言にある通り、大山ら川路邸の会合に参加した人々に対する嫌疑にまきこまれたとみるのが妥当であろう。

さて、柏田らが企画していた「変則学校」の詳細は不明だが、変則学校とは正規の教育課程とは別に、年齢、教育内容などに幅をもたせて設けられた学校で、学制発布後の中学校には広くみられた学校形態であった。²¹ 先述の通り、慶應義塾にも変則科があつて柏田が在籍しており、また中江兆民の仏学塾にも攻玉社にも、同様の課程があつた。²² 大山らはこうした学校に遊学させる速成教育の場として「変則学校」を構想したものと推測される。

三 国会開設運動

明治十年十二月、九州臨時裁判所で無罪放免となつた柏田は、翌年三月、鹿児島県内の学区取締となり、教育振興に従事することとなった。大久保利夫は、この間の事情を次のように伝えている。²³

十一年三月拳ケラレテ高城薩摩二郡ノ学区取締トナリ率先シテ教育会ヲ起シ討論会ヲ開キ高級生徒ノ合併試業ヲ行ヒ春秋二回大運動会ヲナシ大ニ他郡人民ヲシテ一驚ヲ喫セシメタリ蓋シ此ノ如キハ当事未タ何レ

ノ地方ニモ行ハサル所然ルニ君敢テ率先断行亦顧ミル所ナシ是ヲ以テ人皆君ノ勇敢活発ニ驚キ歎称セサル者ナカリシト云フ

選挙の候補者紹介のためいくらか割り引いて読まねばならないが、それでも、彼が学区取締として「教育会」「討論会」「合併試業」「大運動会」などを行って人々の注目を集めていたことはたしかだと思われる。戦前に「変則学校」の創設を企てた柏田は、さっそく地元の教育振興に取り組んだわけである。

この時期、柏田は教育以外でも地元利益実現のために奔走していた。明治十二年当時、平佐、天辰地区の士族が有する寺山山林を住民の共有地として活用しようとする動きがあったが、県側はこれに対し山林を官有林に編入して収税対象としたため、地元との軋轢が発生した。学区取締の柏田は同郷の田中直哉（のち県会議員）とともに山林返還に向け奔走、県議時代の十五年八月にいたって共有に復すことに成功したとされる²⁴。平佐の郷土史はこれの特筆すべき実績として語り継いでいるが、当時の柏田の姿勢を考える上で興味深いエピソードである。

こうして柏田の地元における基盤は確実に固められていったと見え、明治十三年二月の第一回鹿児島県会議員選挙で当選、同年五月からは県会副議長を務めている。そして、同年九月には川越進とともに国会期成同盟を結成した。国会期成同盟緒言（八月一日付）では次のように設立の趣旨が記されている²⁵。

戦乱以還人心紛々、今日ニ至リテ、尚其帰着スル所ヲ知ラサルモノ如シ。……嗚呼内ニシテハ官民漸ク阻隔シテ乖離ノ像ヲ顕シ、加ルニ財政日ニ困難ヲ告ゲ、外ニシテハ虎視耽々常ニ隙ヲ窺ヒ、又烽火対岸ニ颯ラントスルノ警アリ。……然ラバ国民タル者、既ニ発セシ国難ヲ救ヒ将ニ胎ムノ禍機ヲ鎖シ皎々トシテ俱ニ明治ノ天地ニ楽ミ以テ大義ヲ全フセント欲セバ、其目的ヲシテ国会ヲ開キ、立憲ノ政体ヲ建ルニ注射

セシメザルベカラズ

西南戦争後の人心混沌とし、官民阻隔し、財政が行き詰まり、対外危機が迫る中、これを乗り切るには国会を開設し、立憲政体を作るしかないとしている。

かくして同年十一月、柏田は鹿児島県下三千五百人の総代として「国会開設建白書」²⁶を太政大臣三条実美に提出した。提出者名は柏田一人となっているが、おそらく県会副議長で同盟発起人であった柏田がこれを起草し、同盟を代表して提出したものと考えられる。²⁷建白書では、次のように国会開設の意義が説かれた。

政閥公議ニ從テ運轉スルニ至ラハ上下ノ間自ラ接近シ人心從テ和綵セン人心和綵セハ国勢漸ク強盛ニ赴カ
ン国勢強盛ニ赴カハ外人ノ跳梁又虞ルニ足ラズシテ独立ノ体面自ラ復シ邦家ヲ泰山ノ安キニ置テ 皇基ヲ
無窮ニ垂ル、ヤ疑ヲ容レザル也抑公議ニ從ツテ政閥ヲ運轉セシメント欲セハ他ニ奇術妙法アルニ非ル也唯
天皇夙トニ志シ給フ所ノ国会ヲ開キ確然タル憲法ヲ制定シ立法行政ノ区域ヲ明画シ互ニ相侵犯セサルノ
制度ヲ設ケ立法ノ權ヲ人民ニ附与シテ君民同治ノ政体ヲ確立スルニアルノミ

「上下接近」すること、「人心和綵」し、これによって「国勢強盛」を成して「外人跳梁」を防ぐことができるとし、そのために国会開設と憲法制定、君民同治の実現を訴えている。続いて建白書は、財政困難についても「救済スルノ方法ハ公議ニ決セザルベカラス」と述べ、条約改正も「全国ノ衆智ヲ集メ全力ヲ用ヒテ之ニ当ラサル」を得ず、その「機械ハ国会ヲ措テ何ニ求メンヤ」と主張し、さらに反乱は「下情上ニ達セス上意下ニ通セサルヨリ起ルモノ多シ」と述べて、国会を開設すれば「国家ノ平和」にもつながると主張する。また、国会を開設して憲法を制定しなければ、行政の圧力から「司法權モ独立」することができなことも述べた。柏田にとって財政も外交も司法も民意に基づいて行われるべきであり、そうでなければ内乱が起りかねず、専

制を続けて反乱が起こったならば、「治スルノ法ヲ求メスシテ茲ニ至ラシメハ良民ヲ驅ツテ乱臣賊子ノ門ニ入ル、ト何ノ徑庭アランヤ」と、その責は政府にあるのである。このあたりは西南戦争の防止につとめた彼の真骨頂ともいえよう。

この建白書は、茨城、和歌山、三重、栃木の各県下から出された国会開設建言書とともに大臣参議の「回覧」に供せられたのみであったが、この後柏田は活動の舞台を東京に移し、自由党結成に参画していく。この間の経緯を次章でみていきたい。

四 自由党から九州改進黨へ

建白書提出の翌月、柏田は山際七司を中心とする自由党組織化、機関紙発行に向けた会合に参加し、翌明治十四年三月には松田正久、上条信次らと協力して、西園寺公望を社長とする『東洋自由新聞』の創刊に参画している。彼は中江兆民、林正明らと共に「編輯社員」という立場で、実際には記者を務めた。宮武外骨氏によれば、柏田は慶應義塾在籍中から「伊地知優風」の匿名で『東京曙新聞』に投書をしたことがあり、能文の才があつたため、同紙記者であつた上条に推挙されて発起人、記者となつたといふ。²⁹『東洋自由新聞』は西園寺の退社や販売不振などによってわずか一ヶ月半で廃刊となるが、この間、柏田は創刊号に祝辞を寄せ、社説も三月二十六日付第五号、三月二十七日付第七号、四月一日付第十号の三度執筆している。このうち第七号では「政党論」と題して、「内ニシテハ国会未タ開ケス憲令未タ定ラス言論ノ自由ナク出版ノ自由ナク集会ノ自由ナク請願ノ自由ナク外ニシテハ対等ノ權利ナク収税ノ權利ナキ現状」を克服するには「改進黨」と「自由」こそが

必要であり、そのためには「純然タル一大政党ヲ組織スルニアルノミ」と論じた。内外の諸問題を克服するために改進と自由の重要性を説き、その活動体として政党の意義を強調したのである。

かくして、同年十月十八日から二十九日にかけて自由党結成大会が開催されるとこれに参加³⁰、自由党に入党³¹し、まもなく幹事となって、「専ラ事務ヲ裁理シ又自由新聞発行ノ事ニ与」つたといわれる。³² 鹿児島における活躍や『東洋自由新聞』創刊への関与などが評価されての幹事就任であったのだろう。なお、柏田は十月二十七日の役員選挙で幹事に選出されたものの、これを辞退し、自由党発足直後に林正明と入れ替わる形で幹事となつているが、この間の詳しい事情はわからない。³³

幹事となつた彼は、翌十一月、自由党が同党本部仮事務所に特大の表札を掲げたことに端を発したいわゆる自由党集会条例違反事件によつて、他の幹事四名とともに罰金刑（各二円）に処せられた。³⁴ ただ、その活動はおとろえず、明治十五年一月には、『自由党本部報』第六号に「去ル九日大石正巳、相田盛文ハ神奈川県下南多摩郡原町田及大塚村へ出張地方部モ設立³⁵」とあるように、神奈川での地方部結成に参画している。³⁶ 神奈川県自由党员細野喜代四郎の日誌によれば、このとき柏田は大石正巳と共に演説も行った。³⁷

翌月、柏田は鹿児島に帰郷し、九州改進黨結成大会に参加した。『自由党本部報』第八号（明治十五年三月十日）は、「過日幹事柏田盛文氏帰省以来益盛大ニ赴ケリ且同氏ハ今度熊本ニ開設セラル、九州大会へモ出席セラル、由不日同地ノ團結益鞏益固ニ至ルヘシ³⁸」と、柏田の帰郷が政党活動を活性化させ、九州の團結につながる³⁹と記している。

柏田はたしかに地方団結を目指して帰省した。しかし、その去就は自由党とは別方向に向かつていた。すなわち彼はこの大会参加を契機に、自由党を脱党する。この間の経緯について大久保利夫は次のように記してい

東京ニテ君等結党ノ後モ大ニ奔走尽力シタリト雖モ自由党ノ基礎未タ鞏固ナラサルヲ見テ君慨然トシテ曰ク尺策既ニ此ニ至リテ十分活動ノ出来サルハ各地方団結ノ未タ鞏固ナラサルニ基因スル者ナリト即チ翌十五年三月再ヒ帰県ス是ヨリ先キ県下ノ志士ヲ糾合シテ自治社ナル者ヲ組織シ大ニ同主義ニ向ヒテ地方ノ団結ヲ計リ又其際有志ノ士ト相謀リ九州有志大懇親会ヲ熊本ニ開キ是ニ於テ亦九州改進黨ナル者ヲ組織ス後チ君其両党ニ加ハルノ不可ナルヲ感シ断然自由党ヲ脱党セリ

これにより、柏田が、自由党は地方組織が鞏固でないために十分な活動ができないと認識して帰郷したこと、すでに自治社を組織して地方団結を計っていたこと、そして九州改進黨結党に際して、結局二党に属することはできないとして自由党を脱党したことがわかる。⁴⁰

右の資料にある自治社は、鹿児島県内の外城士族有志によって明治十四年十二月に組織された結社で、「本社ハ自治ノ精神ヲ発起シ天賦固有ノ権理ヲ保全スルヲ以テ目的トス」（自治社則第一条）とされ、社員は二千人から三千人に及んだといわれている。翌年一月に開催された幹事会では、九州改進黨結成大会に委員を派遣することが決定された。この大会が、右の資料にいう「九州有志大懇親会」のことである。九州にはすでに明治十三年に有志各社で作った九州連合会が存在し、ここに参加した各社の一部と、その後新たに設立された結社などによって九州改進黨が結成されることとなる。⁴¹その後、自治社と、同時期に結成された公友会が合同して九州改進黨鹿児島部を構成している。柏田は三月十二日の九州改進黨結成大会に参加、鹿児島部でも幹部（本部議員）となった。⁴²その目的は先述の通り、自由党は地方の基盤が弱く十分に活動できないとして、その基盤固めを目指したことにあった。事実、『自由党史』が「九州改進黨は純然たる自由党系に属せり」とい⁴³

ように、九州改進黨は「自由党の別働隊」⁴⁴ともいふべき存在であった。

しかし、地方基盤を固めるためとはいえ、なぜ自由党を辞める必要があったのだろうか。「両党二加ハルノ不可ナル」では、説得力に欠けていよう。そこで注目されるのは、自由党結成前から存在した「九州派と土佐派の対立」と「九州改進黨側の思惑」の二点である。

まず前者だが、河野広中はこれについて、「由来九州と土佐派は相容れず、予が之が為めには、少なからず苦心し來つたのであるが、自由党の結成に際しても、九州の委員は孰れも土佐派の横暴を憤慨し、予の出席する以前に席を蹴つて退会し、帰国して了つたような訳で、土佐の力では九州を團結することは出来ぬ状態にあつた」⁴⁵と述べている。江村栄一氏は九州の委員十二人のうち退会したのは二人に過ぎないと指摘しているが、派閥対立の存在自体は否定していない。⁴⁶馬場鉄男氏によれば、九州民権家親睦会が九州連合本部を結成したのも、親睦会が土佐派の私立国会設置要求を否定して別行動を取つた結果であり、こうした派閥対立の結果、九州の民権家が自由党結成大会に参加しながらも、別に九州改進黨を結成したのだという。⁴⁷

柏田が九州改進黨結成と時を同じくして自由党を離脱した背景にも、こうした派閥対立が影響していた可能性が高い。地方基盤の脆弱性への失望と党内の派閥対立が、柏田をして九州改進黨への参加と自由党離脱を志向せしめたのであろう。柏田は九州改進黨結成から約一ヶ月後の四月九日、鹿児島市内の演説会において「政党之効用」と題して演説しているが、ここでは国会開設前の政党の効用として政府・人民間の媒体として秩序安定化に資することを挙げ、また国会開設後の政党の効用としては世論の動向による政権交代を可能とする⁴⁸ことなどを挙げて、「聴衆も頗る満足の有様……勇壮活発の精神溢れ出る計り」であったという。柏田にとってこれは、自由党への失望に裏打ちされた政党の理想像であったかと思われる。

一方九州改進黨側も、柏田の入党を強く望んでいた。明治十五年四月から六月にかけて巡察使として九州地方を回った参事院議員渡辺昇は同年六月十九日付の太政大臣三条実美宛報告書の中で、次のように述べている。⁽⁴⁹⁾

柏田盛文ナルモノハ元ト郷士ノ内ニテ稍金力モ有之是迄東京自由党ニ加リ居リシモノニテ当人モ鹿兒島改進黨ニ加入センコトヲ希望シ黨員モ其金力アルヲ以テ之ヲ望ムモ東京自由党ヲ脱セサレハ不都合ナリトテ和泉邦彦ヨリ大ニ之ヲ説得シ遂ニ彼ヲ脱シ鹿兒島党ニ加入セシモノナリ

すなわち、九州改進黨への入党を望んでいた柏田に対して、改進黨側も彼の資金力ゆえにその入党を期待しており、結果和泉邦彦（九州改進黨長崎本部委員）の説得によつて柏田は自由党を脱党したというのである。以上みたように、自由党の地方基盤が薄弱であることへの失望や党内の派閥対立から柏田自身が脱党を望み、一方九州改進黨側も彼の資金力に期待して入党を望んだことで、柏田の自由党脱党、改進黨入党が実現したものと考えられる。

五 県会議長、第四高等中学校長時代

しかし、この後まもなく、柏田の政党活動は影を潜めていく。九州改進黨の年次大会にも明治十五年九月の長崎大会には参加しているものの、翌年三月に地元で開催された鹿兒島大会、十七年五月の福岡大会、十八年五月の久留米大会と、いずれも出席していない。⁽⁵⁰⁾

こうした柏田の政治活動停滞の理由として『川内市史』は、「郷友会の進出と中央政府の弾圧」を挙げている。⁽⁵¹⁾郷友会は、明治十四年十一月に開かれた在京鹿兒島県人の親睦会を母体として発足した結社で、⁽⁵²⁾「子弟ノ

教育ト就産⁵³」を目的としたが、芳即正氏によれば、その真の狙いは鹿兒島の反政府派の撃退にあったという⁵⁴。実際、明治十六年に郷友会の拡張を期して帰県した河島醇は、次のような報告書を作成している⁵⁵。

時運の風潮、所謂改進黨自由と唱へ、少年子弟を誘惑し、窃に党与を團結して時機に投じ為すあらんとするの徒大に蔓延し、為に学齡の子弟は学業を怠り、空しく政談を事とし、壯年の士民も己の能力を顧みず、家業を勉めず、徒に時運の僥倖を希ふの弊風少しとせず

九州改進黨をはじめとする「改進黨自由主義者」への警戒の色がみてとれよう。当時鹿兒島県内では九州改進黨鹿兒島部と三州社が代表的な民権結社であったが、警視総監樺山資紀を本部長とする郷友会は警察をはじめとする県内人事を掌握、特に三州社に対する圧迫を加えていった⁵⁶。この間、九州改進黨は「郷友会と三州社とが、呉越相争ふの状を傍観するかの如き地位に立つた」といわれるが、その後郷友会が県政において重要な位置を占め、教育と授産事業を大きく推進するようになると、九州改進黨側はこれに賛同し、党員の間ほとんどが郷友会に入会、「九州改進黨員は即ち郷友会員」といった状態になったという⁵⁷。こうして九州改進黨は自立性を失い、明治十八年五月には解党を決議することとなる。

柏田が政党活動から身を引いて行った時期は、郷友会の民権派への警戒、政府と一体となった三州社への圧迫がはじまり、また改進黨の自立性が失われていく時期にあつていった。これらが彼の政党活動を阻害し、またその将来への希望を見失わしめ、彼をして政党活動から手を引かしたものと推察される。明治十六年九月の郷友会宮内盛高の会長・幹事宛報告書は、「改進黨ノ如キハ又昔日ノ勢ヒナク黨員多シト雖トモ概ネ東西ヲ弁ゼザル愚民ヲ駈リ徒ニ虚勢ヲ張ルニ過ギス実着ニシテ定見アル人物甚タ稀ナリ適々之レアルモ己ニ彼党ノ挙動ヲ厭忌スルノ状アリ⁵⁸」と指摘しているが、柏田はこの「彼党ノ挙動ヲ厭忌スル」一人ではなかったか。

しかもこの時期、明治十六年八月に鹿児島県議会議長に選出された柏田は、県議会運営に忙殺されていた。

明治十三年の第一回県議員選挙から連続当選していた柏田は、議会において積極的な発言をしている。⁵⁹たとえば明治十三年五月の第一回県会では、「町人百姓ノ師弟ノミナス土族ノ師弟ヲモ陶成スル」「農商学校」の設立を建議し、これは修正の上可決された。柏田の教育への関心の継続として注目されよう。その後、「明治十年代県会の最大の問題」(『鹿児島県議会議史』)であった宮崎分県問題においても、分県実現を目指す日向出身者を支援して大きな力を発揮したといわれる。ただ、九州改進黨設立当時は県議会より政党活動が優先されていたようであり、明治十五年三月十七日から開かれた臨時県会の際も、「明日より県会を開かるる筈なるに議長野村綱氏は病氣とかにて不参、副議長柏田盛文氏は九州連合会に出席せしを以て不参⁶⁰」と、政党活動に重きが置かれていた。

しかし明治十六年五月の宮崎分県後の八月に議長となると、二十年四月に辞任するまでの約四年間、柏田は県庁側との対立と複雑な調整に苦慮せざるを得なくなる。議長就任直後の通常県会では地方税収支予算について修正議決したところ県令が認めず、内務大蔵両卿の指揮を仰ぐ事態となっており、翌年三月の臨時県会でも予算不足金の補充をめぐる法解釈について県会と県令の間に紛争が起こり、参事院の裁定を求める事態が発生している。この裁定は結局県令側に軍配が上がることとなるが、同年八月末には県下を大暴風が襲って二万五千戸以上の家屋が倒壊し、県会としても追加予算を編成して救済に当てるなど、対応に追われた。明治十八年通常県会でも県会が議決した地方税予算の一部が県令の不認可を受けるなど、「このころ県会と県令との衝突の激しかったことを物語⁶¹」っている。柏田は県会を代表して県令との対決の矢面に立ったわけで、こうした事情が物理的にも精神的にも、政党活動から距離を置く一因になったかと思われる。

さて、柏田は明治十九年十一月の通常県会で三度目の議長に選出されたが、翌年になって新設の第四高等学校長就任の話がもたらされ、議長を辞することとなる。この間の事情を大久保利夫は次のように記している。⁶²

二十年四月故文部大臣森有礼公全国五ヶ所ニ高等中学校ヲ創設シ君ヲ民間ヨリ識拔シテ之カ長タラシメント欲シ該校設立ノ趣意書及ヒ之ニ長タル者得難キヲ述ヘ頼リニ国家ノ為メ尽力スヘキ旨ヲ諭ス君未タ曾テ褐ヲ官海ニ解キタルコトナキヲ以テ容易ニ之ヲ肯諾セサリシカ其懇諭ノ切ナル遂ニ知遇ニ感激シ誓フニ力ヲ致タサンコトヲ以テシ親戚知友ニ意中ヲ述ヘテ任ヲ受ケタリ

固辞する柏田を森文相が熱心に説得して請けさせた事情がみて取れる。このとき文部省専門学務局長だった浜尾新が福沢諭吉と相談して柏田起用を決めたとする見解もあり、その真偽は定かでないが、森が柏田の教育手腕を評価し期待したことはたしかであろう。かくして柏田は明治二十年四月の臨時県会で議長の席を西彦四郎に譲って金沢に向かい、同月二十二日、初代校長に就任した。⁶⁴この後柏田が学校の基礎固めに従事した約三年間、校長以下幹事、舎監などはすべて薩摩人が用いられ、「薩摩流の武断教育をほどこしていた」といわれる。⁶⁵第一回入学生一四二名の中には、石川県専門学校から進学した西田幾多郎もいたが、彼も後年、柏田校長時代を次のように回想している。⁶⁶

当時の文部大臣は森有礼といふ薩摩人であつて、金沢に薩摩隼人の教育を注入すると云ふので、初代校長として鹿児島の県会議長をしてゐた柏田といふ人をよこした。その校長について来た幹事とか舎監とかいふのは、皆薩摩人で警察官などしてゐた人々であつた。師弟の間に親しみのあつた暖な学校（石川県専門学校のこと——小川原）から、忽ち規則づくめな武断的な学校に変じた。我々は学問文芸にあこがれ、極めて進歩的な思想を抱いてゐたのであるが、学校ではさういふ方向が喜ばれなかつた。

また、教員に学力不足の者があつて生徒と衝突することもあつたようで、不満を抱くようになった西田は退学することとなる。ただ、いずれにせよ、柏田がかなりの意志をもって武断教育を行ったことはたしかなようである。そこには、剣術と学問に励み、戊辰戦争を駆けぬけた武士としての面影が現れていたのであろう。森は、その点を買ったわけである。

六 衆議院議員選挙

しかし、柏田の政治への意欲は衰えなかつたと見え、明治二十三年の第一回総選挙では帰郷して鹿児島四区から出馬した。⁽⁶⁷⁾このとき柏田は、「鹿児島同志会」から立候補している。前述の通り、九州改進黨は明治十八年五月に解党しており、以後鹿児島の政党運動は下火となつて「平凡なる状態を以て、早くも三カ年余を空過」することとなるが、明治二十一年末頃「機運は漸く熟し」、旧九州改進黨員や郷友会、三州社といった県下の政治結社の会員が結集、翌年三月、彼らによつて鹿児島同志会が結成された。⁽⁶⁸⁾柏田はこれを受けて帰県し、同会に加わつたわけである。第一回総選挙に際しては同会の宇都宮平一と争つて敗れることとなるが、その間の事情を『鹿児島県政党史』は次のように伝えている。⁽⁷⁰⁾

第四区即ち川内、宮ノ城方面にては同志打の競争と為つて、一方にては宇都宮平一を擁し、一方は柏田盛文を擁して互いに相譲らず、紛糾を重ねた末、兎に角予選にては宇都宮が当選したけれども、川内側は何うしても之に服せず、結局第四区だけは右二ヶ村の競争と為つた。

第四区では候補者の調整がつかず、結局同士討ちとなつて柏田が敗れたわけである。宇都宮六八五票、柏田

四九七票であった。かつて鹿児島県の民権運動をリードし、県議会を取り仕切った柏田にとって、この敗戦は大きな衝撃だったと推察される。宇都宮が第一高等中学校教授であったこと、そして中央からの移入候補であったことは、第四高等中学校長で鹿児島出身の柏田にとつて二重三重の意味で堪えたにちがいない。

さて、この選挙で鹿児島から当選した七人は何れも帝国議会で民党側に立って政府と対立したため、松方内閣は鹿児島県の民党切り崩し、吏党組織化に動いていく。⁷¹ 柏田はこれに応じる形で吏党の中心人物になっていくのだが、これは今日柏田の「変節」として難じられるところであり、また当時においても、「第四高等中学校長柏田盛文氏は上京後鹿児島県吏権党即ち独立倶楽部の件に関し大いに世人の注目を惹」いた事件であった。⁷² なぜ、かつての自由党幹事は、吏党結成に動いたのであるうか。

従来、柏田の吏党参加は、先の選挙での敗北への怒り、不満のためだとされてきた。⁷³ たしかに先述の通り、柏田の敗北の衝撃は深刻であったと察せられるが、しかし、彼が吏党に転じた理由は、それほど単純ではないようである。この点を考える上で、『東京日日新聞』（明治二十四年八月二十六日付）掲載の次の記事は重要と思われるので、やや長文となるが引用したい。

鹿児島同志会の分裂

鹿児島に於ける同志会が破綻の兆候を顕はしたるは今春頃の事なりしが其後種々の事情と種々の境遇と共に依り愈々同会をして一大分裂を来さしむるに至れり就中同会選出の代議士が中原に於ける運動は該会組織の精神に反するのみならず自由党と合同するとは勿論之と提携するだも好まざるに河島醇氏外二三輩の踏台となりしが如き畢竟彼の人々の為めに一杯食はされたりと不平を鳴らすもの同会員過半に出で遂に公然一旗幟を樹つる事に決し柏田盛文（目下帰省中にて不日第二高等中学校長を辞する由）厚地正敏（県議

長)水間良兼(常置委員)武満義雄(県会議員の諸氏主脳となり去る十四日発企会を開き政社的独立俱樂部を組織する事、機関新聞を發行すること……を議決し目下各群の重立ちたる有志は之れが為め大抵鹿児島市中に來会し運動の方針等を協議中にて遅くも本月末には同県中有志者の一大總會を開き表面上の運動を顕はす筈なりと云ふ

柏田らは、鹿児島同志会選出の河島醇らの中央における運動、とりわけ自由党との提携について強い不満をもち、彼らに裏切られたという思いから、吏党独立俱樂部結成に動いたというのである。

河島らの運動とはいかなるものであったのか。明治二十四年三月、立憲自由党は党名を「自由党」に復して、板垣退助を総理に戴くこととなったが、これに対して、九州出身の自由党代議士を中心とする政治団体・九州俱樂部(九州進歩党とも呼ばれる)内では、板垣総理に賛成する一派と、これに反対し自由党からの分離を図る一派との対立が生じた。同年五月、九州俱樂部は長崎において大会を開いてこの件を議したが結論が出ず、結局、九月十三日に開かれた佐賀大会において総裁反対論が退けられ、自由党と進歩党との提携を目指すことが議決される。当時松田正久、河野広中らとともに自由党部長の地位にあった衆院議員・河島醇は当初、強く総裁反対、自由党からの分離論を唱えていたが、七月頃には「非総理説を確守し之を貫徹せんとするの模様なく」(『読売新聞』七月九日付)と軟化するに至り、その後、むしろ自由党、進歩党の提携推進の中心的役割を果たしていくようになる。実際、河島は九月二十三日に発表した「第二帝國議會」と題する論文⁷⁴で、第一議會においては「政治上各自の主義」ではなく「党派問題」によって法案が議せられたと批判し、「各派互に各問題に対し条件附議案を調整し、以て必ずその通過を得る準備」を進めねばならぬと述べている。結局、河島が十月二十三日の自由党代議士会に提出した進歩党との提携案は星亨らによって退けられることとなるが、柏田

が帰郷して独立倶楽部結成の発起人会が開かれた八月当時は、河島らの総裁反対論放棄、自由党・進歩党提携推進策が進められつつある時期であつた。⁷⁵ 吏党独立倶楽部結成がこれに対抗する措置であつたことはまず間違いない。

柏田がかくも自由党に対し強い敵対心をもつに至つた背景には、民党に対する根深い失望感があつたようである。九月二十七日の独立倶楽部総会で議決された「独立倶楽部趣意書」⁷⁶では、「今や政海ノ波瀾殆ント奇変ヲ極ム党援ヲ以テ私利ヲ計ルアリ権謀ヲ以テ私憤ヲ泄スアリ一党一団ノ利害ヲ重シテ遂ニ国家ノ隆替ト人民ノ休戚トハ措テ顧ルニ違アラサルノ觀アリ」と、現政党が党利党略をもつて国家人民を忘れてしていると批判し、次のように自らの役割を説明している。

集散極リナキ各党ノ外ニ立チ冷煖定リナキ感情ノ羈軛ヲ受ケス偏セス党セス正理ニ仗リ公道ヲ履ミ国家ノ特性ヲ発育シテ自主ノ精神ヲ振作シ政務ノ改良ヲ促進シテ経営ノ完備ヲ企画シ以テ国家ノ隆盛ト人民ノ慶福トヲ崇進セントス

こうした政党不信は、翌年七月十七日に柏田が松方首相に宛てた書簡において、より直接的に表現されている。すなわち柏田は、民党の政府「離間之策」によつて「薩摩温和派之人々分離致候様」になりつつあり、このまま民党が「殆んど破壊党と同様に相成候時ハ、政府之困難ハ非常と覚悟をせらるを得ざる次第」と警戒していた。⁷⁷ 先述の通り、柏田は国会開設後の「政党之効用」として、世論の動向を反映した政権交代を挙げていたが、実際の民党はその期待を裏切るものだったのだらう。柏田のこうした民党への警戒心が、彼をして、同じく民党からの攻撃に苦しんでいた松方の吏党組織化に呼応せしめたものと思われる。

かくして柏田は、第三回総選挙に吏党独立倶楽部から出馬した。対抗馬は現職の宇都宮である。この選挙対

策として内務省は、宮崎県書記官だった野村政明を鹿児島県書記官に転任させ、民党側の有力者の引き抜き、吏党加入者の官吏採用といった手段で干渉に当らせたといわれる。⁷⁸ 実際選挙戦は激しい攻防をみせた。当時鹿児島四区の宮之城で小学校長をしていた本富安四郎は、選挙の様子について次のように記している。⁷⁹

実ニ此ノ総選挙ニ於ケル兩党ノ運動ハ頗ル活発ニシテ、其ノ進退掛引ノ模様更ニ戦争ニ異ナラス。……伝令偵察東ニ馳セ西ニ走り、急ヲ報ジ秘略ヲ告ケ、去来迅疾飛電ノ如ク、一安一危呼吸ノ暇ナシ。各所本支会場ノ周圍ハ悉ク破鞋ノ山ヲ築キタリ

このように激しい戦いが展開され、投票日六日前の県令から警保局長への報告では「四区敵六〇六票味方六七六票⁸⁰」とリードしながら、最終的にはわずか二十票差で、柏田は宇都宮に雪辱したのである。鹿児島では七選挙区のうち民党は三議席、吏党が四議席を獲ったが、この渦中で九十余名が予防拘束され、二十七名の負傷者が出たという。⁸¹ 当選後、柏田はまず大成会などを母体とする中央交渉部に所属したが、これは自由党や改進黨を「激派」として、これに対抗する「温和党组织」をもって自認する党派であった。中央交渉部は明治二十五年六月二十日、新たに西郷従道、品川弥二郎を中心とする国民協会を組織することを決定し、その設立趣意書では、「陽は国家の公益を唱へて陰に自家の私利を営み真に国家百年の長計を思ふ者晨星畜ならず」と「激派」を批判、「区々の争轍を為さず協同一致以て国力を長育し国勢を振張すること」を謳い、綱領にも「内政改良」「政費節減・民力発達」「国家須要の事業への積極的助成」「条約改正」「言論集会の自由」を掲げて、政府の積極政策支持を明らかにした。柏田はその創立委員の一人となっているが、すでに見たこの前後の彼の主張からして、それは当然のことだったろう。八月二十九日、柏田は地元鹿児島で品川らと懇親会を開いて共に演説している。⁸²

七 教育家として

この後柏田は明治三十年三月まで衆議院議員を務めたあと千葉県知事に転出、同年十二月まで在任し、三十一年三月の第五回総選挙で議員に復帰、その年六月末に発足した第一次大隈内閣から第二次山県内閣にかけては文部次官となり、三十二年四月には茨城県知事、翌年九月に新潟県知事に転じている。この間、彼が一貫して取り組んだのは教育問題であった。

衆議院議員在職中は、専門家によつて教育関連事項を検討する文相諮問会議を設立するよう繰り返し求めていた。日清戦争下の明治二十八年三月八日、柏田は「教育高等会議及地方教育会議ヲ設クル建議案」を衆議院に提出し、「支那アタリニ連戦連捷デアルト言ツテ、是ニ非常ニ喜ンデハ居ラレナイ……今日ハ此日本国民ヲシテ、重大ナル所ノ国民ヲバ拵ヘナケレバナラヌ」と述べ、「此国民ヲバ拵ヘル上ニ就イテハ、勿論教育ガ本デアル」と、教育の重要性を強調した。続けて、現在の教育行政を批判する。教育は「精密ノ調査」と「精密ノ思想」の上で「永遠ノ大計」を決し、「一旦決シタ以上ハ、成ルベク動カナイト云フコト」が肝要であるが、実際の文部行政は、大臣を見ても腰掛人事や「情実的」任用が目立ち、教育の主義も「西洋ノ主義」「東洋ノ主義」「実践主義」「折衷主義」と次々に変遷し、一定していない。これは「実ニ前途憂フベキコトデアラウト私ハ思フ」。そこで柏田は次のように、専門家による諮問会議の設置を提案した。⁸³

当局者ヨリモ、別ニ教育ニ熟練アル所ノ者ヲバ集メテ、サウシテ其意見ヲバ以テ何事モ定メテ往ク、所謂大臣ノ諮問ヲ受ケ、大臣ノ議案ニ依ツテモヤリマスガ、其意見ヲ大臣ハ諮ツテ、サウシテ之レヲバ定メタ

ル以上ハ、成ルベク変ラナイト云フコトニ一定シテ往クト云フコトハ、極ク必要デアラウト思フノデアアル……
決シテ政党政派ニ關係ナクシテ、一般熟練ナル所ノ者ヲバ、精選シテ其教育会ヲバ組織セラレントヲ、
偏ニ希望スル者デアリマス

長期的視野に基づく一貫した国民教育の重要性を説く柏田にとって、「政党政派」の争いの結果生じる腰掛人事や情実任用によって教育が混乱していることは、看過しえないものであった。そこには、独立倶楽部の趣意書において「一党一団ノ利害ヲ重シテ遂ニ国家ノ隆替ト人民ノ休戚トハ措テ顧ルニ遑アラサル」と政党を批判し、自らは「集散極リナキ各党ノ外ニ立チ……国家ノ隆盛ト人民ノ慶福トヲ崇進セントス」と謳った精神の具体的実践をみる事ができよう。

この建議案は全会一致で承認され、貴族院でもほとんど反対なく通過した。文部省側の反応はにぶかったが、明治二十九年十二月、ようやく勅令として高等教育会議規則が発令され、帝国大学総長、文部省各局長、学識経験者などによる文相諮問会議が設置されることとなる。しかし、この規則では権限規定があまりまいで審議すべき事項も明記されていなかったため、「設置以来其ノ組織、権能ニ関シテ世間ノ非議囂囂トシテ止マズ」という状態となり、柏田自身も強い不満を抱くようになる。明治三十一年六月四日、柏田は追加予算審議の中で、「唯今ノヤウナ高等教育会議デアッタナラバ、吾々ノ希望スル所ノモノニ少シモ副フコトハ出来ヌ」と非難し、組織・権限の変更を求めた。⁸⁵これに対し外山正一文部大臣は「吾輩ハ柏田君ヲ満足セシムルヤウナコトガ出来ルダラウト希望シテ居ル」と応じ、事実この直後の六月十七日、高等教育会議規則が改正され、文部省直轄学校の学課過程、学齢児童の就学義務、小学校授業料などの諮問事項を列挙、構成員に私立学校長、東京学士院会長などが加えられた。

こうした教育への関与と影響力があったためであろう。柏田はこの後六月三十日に発足した第一次大隈内閣の尾崎行雄文相のもとで文部次官に就任し、教育行政の実務に携わることとなる。彼の在任期間中、明治三十二年二月には勅令として高等女学校令、中学校令、実業学校令が発せられ、女子教育、実業教育の基礎が作られている。この制定過程で柏田が具体的にどのような役割を果たしたかは判然としないが、これまでの学区取締、県会議長、第四高等中学校長、そして衆院議員としての教育行政への積極的姿勢から推して、これらの立案・制定に少なからぬ影響力を発揮したのはたしかであろう。中等教育の充実も実業学校の設立も、すでに彼が主張してきたところであった。そしてこの経験が、この後の地方行政に生かされることとなる。

明治三十二年四月七日、柏田は茨城県知事に就任した。五月の臨時県会では右の実業学校令に基づいて甲種農学校を設置する予算の審議がもつとも重要視されたようである。「着任早々の柏田にとつては、まさにこて調べであった」が、結局原案通り可決されている。それは、「前歴が文部次官で、事情に通じていたことが幸いしている」といわれるが、柏田としては、自ら制度の策定に関与した教育制度を实地で実現することを求められ、それに応えていったわけである。翌明治三十三年度予算では、勸業・教育に重点がおかれ、高等女学校と中学校五校の新設が盛り込まれた。柏田は明治三十三年九月、新潟県知事に転じるが、その際地元紙『いはらき』は、「教育に、勸業に、将たあらゆる県治の上にもみるべきものあるを期したり。特に其教育に於ては、最も閣下の手腕を俟ち、大いに刷新せられて、益々發達の域に進むべきを信じ、其良二千石を得た」と、特にその教育行政の手腕を讃えている。⁸⁷

新潟県知事に着任した柏田は、『新潟新聞』の取材に对应して、推進事業の「大本」として、「普通教育の普及と普通農事の發達を計るのが第一」だと、持論を述べている。彼は、新潟は富裕でありながら「貧富の差が余

程隔絶して大地主と小作人との間に非常に差別がある」ために「普通教育の程度は余程劣等」であるとも見ていた。⁸⁸そこで十月末には県下の大地主を招集、苗代改良、耕地整理にあわせて、普通教育の普及についても「新潟県は今尚百人に就て七十人の就学者のみ……予は明年を期して百人中八十人、明後年を期して百人中九十人の就学児童を出す決心を以て新設学校等の設備も総て之に標準したる訳なれば諸君に於ても何分の御尽力を仰ぎ度きものなり」と求めている。⁸⁹

かくして柏田は十一月の県会に、「教育五カ年計画」を諮問、その賛同を得て計画を実施していった。これにより、明治三十五年から三十七年にかけて中学校四校と工業学校、農業学校各一校の六県立学校が誕生している。実業学校や小学校などへの教育補助費も新設し、教育補助費総額は前年度予算の十五倍に達した。就学率の向上についても、郡書記が各町村を巡回して役場の吏員を指導、親を説諭して、明治三十四年には目標を超えて九一%にまで上昇した。⁹⁰柏田自身も県内各地を行脚して督学を推進し、訪問先の小学校では教室を巡視、教師一同に就学・出席督励・身体衛生について訓辞したといふ。⁹¹

しかし、柏田はこうした計画の実施をすべて見届ける前に、知事の職を追われることとなる。すなわち明治三十五年十二月、大手出版社が小学校教科書売り込みのために知事や学校長など教育関係者に収賄した事件が発覚し、柏田は新潟県知事の休職を命ぜられて逮捕、起訴されたのである。予審では官吏収賄罪とされ、第一審では収賄には問われなかったものの小学校令違反で罰金二十五円を宣告されて、明治三十六年九月に被告檢察双方からの控訴が棄却、判決が確定した。⁹²柏田の晩年には、教育行政への深い関与が暗い影を落とすこととなったのである。

むすび

柏田盛文の原点は、西南戦争にあった。「自由平等」「民権進動」「不羈独立」「自主自治」を尊重する思想と、学校建設によって暴発を抑止しようという教育への関心は、その後の政党内、代議士、教育者としての人生の基盤を形成することとなる。柏田がはじめて中央政界に打って出た明治二十三年、衆院議員候補の彼を紹介した大久保利夫は、「大ニ自由民権ヲ唱道シテ東西ニ奔走シ中頃永ク地方議會ノ枢機ヲ握リテ専ラ県下ノ公益ヲ計リ今ハ身ヲ教育上ニ措キテ鞠躬力ヲ人材陶冶ノ術ニ尽クシテ怠ラサル者」とその経歴をまとめているが、当時の彼の評価点がよく表現されている。

しかし、選挙で敗れた柏田は民党攻撃に転じたため、その歴史的評価に芳しくないものを残した。鹿児島における政党研究の古典的業績である『鹿児島県政党史』は、「柏田と云ふ男は、川内の産で堅実な先覚者の一人であつたが、中途から官僚化して了つて晩年甚だ振はず、不遇を歎じて死んだ由である」と評しているが、それは、「中途」を境に分岐した彼の評価を、よく物語っている。しかし、柏田の転機となった第二回総選挙での民党攻撃の背景に、現状「破壊」を目指して政府を困難に陥れるばかりの民党への根深い不信があつたことを想起するとき、そこに、かつて政府と人民が接近する場として議會を構想し、政党に政権交代の実現を期待し、やがて自ら県会議長として県令とわたりあつて県民利益を追求した「先覚者」の自負をみることはできないだろうか。

政党や政党人が政権攻撃による政権打倒の可能性や正当性を否定して、現政権との協力や妥協によって政策

実現を重視する姿勢は、一面で「官僚化」のそしりを、また一面で「実行力」の自負をうみだすこととなる。柏田の民党批判後まもなく、政府の積極政策支持、「実現の党」へと舵をきっていった自由党においてもまた、星亨は実行力の自負を語り、改進黨はこれを政府との密通と呼んで批判した。柏田が第一次松方内閣以来積極政策を支持してきた国民協会に属し、かつ国民協会機関紙『中央新聞』（明治二十六年七月十二日付）が、自由党の方向転換をもって「殆んど我が主義の下に降旗を樹つるもの」と称したのは、柏田の意見を代弁しているように思われる。それは第一議会後の転換期の政府・政党間関係の狭間に生きた「先覚者」にふさわしい、ジレンマと自負であった。

ここに政治家柏田の矜持をみるとするならば、柏田の晩年には、教育行政のスペシャリストとしての自負ゆえの苦痛がにじんでいる。西南戦争前から鹿児島学区取締、県議、高等中学校長、衆院議員、文部次官、そして知事時代まで一貫して教育への関心と努力をかたむけた彼の生涯にとって、教科書疑獄事件による汚名は、到底受け入れがたいものであったにちがいない。柏田の傷心は、収賄無罪の判決を受けた後においても、自らを拘引した官吏の処置は不法監禁にあたるとして、桂首相にまで抗議せずにおかなかった。⁹⁶

明治四十三年六月二十日、再び政治の表舞台に立つことのないまま、柏田盛文は六十歳で没した。青山霊園での葬儀には、柏田を知る多彩な面々が集っている。弔詞を読んだのは、かつて民党攻撃をめぐって提携した松方正義であり、同郷人として大山巖、山本権兵衛のほか、鹿児島民党攻撃を主導した樺山資紀、県議会議長時代しのぎを削った元県令渡辺千秋、また文部次官時代の大臣尾崎行雄、教育界からは杉浦重剛と、貴衆両院議員、文学者、教育者など二百余名の会葬者があったという。⁹⁷ 明治がまもなく終わろうとするこのとき、それぞれの胸中には、「堅実な先覚者」の面影、「官僚化」の光と影、「不遇」の日々、さまざまな柏田の相貌が

去来していたことであろう。

注

- (1) 薩藩史料調査会編『鹿児島県政党史』（薩藩史料調査会、大正七年）、鹿児島県議会編『鹿児島県議会議史』第一卷（鹿児島県議会、昭和四六年）、芳即正『鹿児島政党史（一）』（二〇）、『三州談義』創刊号―第三卷七号、昭和三年―二月―三四年六月）、南日本新聞社編『鹿児島百年（中）明治編』（南日本新聞社、昭和四二年）、など。
- (2) 自由民権百年全国集会実行委員会編『自由民権運動研究文献目録』（三省堂、昭和五九年）、二二九頁、『鹿児島』の項、参照。
- (3) 出原政雄「鹿児島における自由民権思想」（『志学館法学』第四号、平成一五年三月）、同「日本最初の民間憲法草案」（『志学館大学生涯学習センター・隼人町教育委員会編『隼人学』南方新社、平成一六年、所収）、『南日本新聞』平成一二年五月二五日付朝刊、参照。
- (4) 慶應義塾福沢研究センター編『慶應義塾入社帳』第一卷（慶應義塾、昭和六一年）、六八二頁。
- (5) 「改進黨党員名簿 鹿児島県」（『樺山資紀文書』国立国会図書館憲政資料室、所収）。
- (6) 『鹿児島県姓氏家系大辞典』（角川書店、平成六年）、五五一頁。
- (7) 『日本現今人名辞典』（日本現今人名辞典発行所、明治三三年）、「か」八八頁、『幕末維新人名事典』（新人物往来社、平成六年）、二七八―二七九頁、『明治過去帳 新訂』（東京美術、昭和四六年）、一一六八頁、参照。
- (8) 前掲『慶應義塾入社帳』第一卷、六八二頁、「始末書 柏田盛文」（『鹿児島征討始末 別録二』国立公文書館蔵、所収）、参照。この始末書は、柏田が明治一〇年二月に西郷隆盛暗殺容疑で逮捕、釈放されたのち、大審院から前鹿児島県令大山綱良の引合人として召喚された際に提出されたものである。
- (9) 慶應義塾編『慶應義塾百年史』上巻（慶應義塾、昭和三三年）、三三七―五八二頁。

(10) 「慶應義塾学業勤惰表」(慶應義塾福沢研究センター編「福沢関係文書」, 所収)。

(11) 前掲「慶應義塾百年史」上巻、四一九―四二三頁。この原典の著者、書名について、池田哲郎氏の研究(「初期慶應義塾教科書表」、池田哲郎「英語教科書」『日本の英学一〇〇年』明治編、研究社出版、昭和四三年、所収、三六二―三六四頁)、および福沢諭吉が慶応三年の米国行の際に購入した書籍(金子宏二「藩学養賢堂蔵洋書目録について」『福沢諭吉年鑑』八号、昭和五六年、西川俊作「慶応三年に福沢諭吉の購入してきた図書をめぐって」『福沢諭吉年鑑』一三号、昭和六一年、参照)や慶應義塾図書館所蔵本などから判明するものを記せば、以下の通りである。「ウィルソン・リーダー」= Marcus Wilson, Hapers Series: *School and Family Readers*。『ビネオ・ブライマリー文典』= T. S. Pinneo, *Primary Grammar of English Language* (明治三年に尚古堂より『ビネヲ氏原板英文典 慶應義塾蔵版』として刊行)。「ハークネス・ラテン文典」= Albert Harkness, *A Latin Grammar for Schools and Colleges*。「コーネル・ハイスクール地理書」= Coronell, *High School Geography*。「ミッチェル・古代地理書」= Samuel Augustus Mitchell, *An Ancient Geography*。「ガノット・究理書」= A. Ganot, *Introductory Course of Natural Philosophy, for the Use of Schools and Academies*。「パルリー・万国史」= Peter Parley, *Universal History*。「カッケンボス・米国史」= G. P. Quackenbos, *History of U.S.A.*。「ギズー・文明史」= Francois Guizot, *The History of Civilization*。「ウエーランド・修身論」= Francis Wayland, *The Elements of Moral Science*。(ハークネス、ミッチェル、ガノットについては、米国連邦議会図書館所蔵本から推定した)。

(12) 前掲「慶應義塾学業勤惰表」。慶應義塾の学業課程は頻繁に変更されているが、例えば明治九年時には「本科」が第一等から第五等までに分けられ、これ以外に「予備大人科」と「予備童子科」が設けられていた。なお、柏田の卒業は明治九年二月だが、同年八月から二月までは成績記録が現存していない。

(13) 前掲「福沢関係文書」名簿類。

(14) 前掲「始末書 柏田盛文」。

- (15) 鹿兒島県『鹿兒島県史』第三卷（鹿兒島県発行、昭和一六年）、九〇二―九〇三頁。
- (16) 前掲「始末書 柏田盛文」。
- (17) 以下、前掲「始末書 柏田盛文」、参照。
- (18) 「始末書 大山綱介・猪鹿倉兼文」（前掲「鹿兒島征討始末 別録二」、所収）。
- (19) この件については前掲「鹿兒島県史」第三卷、加治木常樹『薩南血涙史』（青潮社、昭和六三年復刻）など、参照。
- (20) 以上、市来四郎「丁丑擾乱記」（『鹿兒島県史料』西南戦争・第一卷、鹿兒島県、昭和五三年、所収）、九三〇頁、前掲「始末書 柏田盛文」、「公文録」（国立公文書館蔵）、明治一〇年・旧征討総督府伺。
- (21) 山内太郎「正則中学・変則中学」（『日本近代教育史事典』平凡社、昭和四六年）、一〇〇頁、前掲『慶應義塾百年史』上巻、四〇九頁。
- (22) 手塚竜磨『東京の各種学校』（都史紀要一七、昭和四三年）、六〇―六一頁、『攻玉社二二〇年史』（攻玉社学園、昭和五八年）、三四頁、参照。
- (23) 大久保利夫『衆議院議員候補者列伝』第一卷（六法館法律書院、明治三三年／大空社、平成七年翻刻）、三三四頁。
- (24) 宮内吉志編『平佐の歴史』（財団法人寺山維持会、昭和六二年）、一二六―一二七、三三二頁。
- (25) 前掲「鹿兒島県議会史」第一卷、二六六頁。
- (26) 「明治十三年自十月至十二月公文付録元老院之部」（国立公文書館蔵）、所収。
- (27) 前掲「鹿兒島県議会史」第一卷、二六八頁。
- (28) 江村栄一「自由党結成再論」（『経済志林』四八巻四号、昭和五六年三月）、六五三頁。
- (29) 西田長寿編『東洋自由新聞 復刻版』（東京大学出版会、昭和三九年）、宮武外骨解題、八一―二頁。
- (30) 寺崎修「自由党役員名簿と同党大会出席者名簿」（『明治自由党の研究』上巻、慶應通信、昭和六二年、所収）、二五二頁。

- (31) 佐藤誠朗・原口敬明・永井秀夫編『自由黨員名簿』（明治史料研究連絡会、昭和三〇年）、九頁。
- (32) 前掲『衆議院議員候補者列伝』、三三五頁。
- (33) 前掲「自由党結成再論」、六八一頁、前掲「自由党役員名簿と同党大会出席者名簿」、二三九頁。
- (34) 寺崎修「明治十四年・自由党集会条例違反事件の一考察」（『明治自由党の研究』下巻、慶應通信、昭和六二年、所収）、参照。
- (35) 安在邦夫「自由党本部報―福島耶麻郡・三浦雄助氏所蔵文書より―」（『福島史学研究』復刊第三一・三三三号、昭和五六年一月）、六四頁。
- (36) 寺崎修「自由党の設立と自由党地方部」（前掲『明治自由党の研究』上巻、所収）、四一頁。
- (37) 「細野喜代四郎の活動日誌」（色川大吉『明治精神史』講談社、昭和五一年、所収）、二五八頁。柏田の演題は不明。
- (38) 前掲「自由党本部報―福島耶麻郡・三浦雄助氏所蔵文書より―」、五四頁。
- (39) 前掲『衆議院議員候補者列伝』、三三五頁。
- (40) 『鹿兒島新聞』明治一五年二月二三日付によれば、柏田が鹿兒島に着いたのは明治一五年二月二〇日である。ただ、柏田が自由党を脱党した正確な期日については、『自由党本部報』などをみても、判然としない。
- (41) 以上、水野公寿「九州改進黨の結成について」（『近代熊本』二二二号、昭和五八年九月）、六三一―六七頁。
- (42) 水野公寿「九州改進黨覚え書」（『近代熊本』一一号、昭和四五年九月）、三八頁。
- (43) 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』中巻（『岩波文庫』昭和三三年）、九七頁。
- (44) 水野公寿「旧九州改進黨の再組織過程」（『近代熊本』一七号、昭和五〇年九月）、四七頁。
- (45) 河野磐州伝編纂会編『河野磐州伝』上巻（河野磐州伝刊行会、大正一二年）、四三八頁。
- (46) 前掲「自由党結成再論」、六八九頁。
- (47) 馬場鉄男「自由民権運動に於ける玄洋社の歴史的評価」（『日本史研究』二八号、昭和三二年五月）、六三三頁。

- (48) 『鹿兒島新聞』明治一五年四月一二日付、四月一五日付、および前掲「鹿兒島県における自由民権思想」、八二頁、参照。
- (49) 我部政男編「地方巡察使復命書」(三一書房、昭和五五年)、二七四頁。「鹿兒島改進黨」「鹿兒島党」は、九州改進黨鹿兒島部を指すものと思われる。
- (50) 前掲「九州改進黨覚え書」、三九一五〇頁。
- (51) 川内郷土史編さん委員会編「川内市史」(川内市発行、昭和五五年)下巻、一〇三一一〇四頁。
- (52) 前掲「鹿兒島県政党史」、三六一三七頁。
- (53) 「郷友会会則」(薩藩学事一・鹿兒島県師範学校史料(鹿兒島県史料集四〇))鹿兒島県立図書館、平成一三年、所収、四九頁。
- (54) 芳即正「鹿兒島学校と三州養塾―史料と政治的背景についての考察―」(『鹿兒島純心女子短期大学研究紀要』一三三号、昭和五八年一月)、一〇〇頁―一〇一頁。
- (55) 前掲「鹿兒島県政党史」、三九一四〇頁。
- (56) この経緯については、拙稿「鹿兒島三州社の一考察―「第二の私学校」の実態について―」(『武蔵野短期大学研究紀要』一八輯、平成一六年一〇月)、参照。
- (57) 前掲「鹿兒島県政党史」、四一―五一頁。
- (58) 前掲(注5)「樺山資紀文書」、所収。
- (59) 以下、前掲「鹿兒島県議会議史」第一巻、五四頁以下、参照。
- (60) 『鹿兒島新聞』明治一五年三月一六日付。
- (61) 前掲「鹿兒島県議会議史」第一巻、一五〇頁。
- (62) 前掲「衆議院議員候補者列伝」、三三五頁。

- (63) 野村英一「三田の政治家たち」『塾友』昭和六三年一〇月号、三三頁。
- (64) 井尻常吉編『歴代頭官録』（原書房、昭和四二年）、七六〇頁。第四高等中学校の設立過程については、谷本宗生「第四高等中学校について」（『地方教育史研究』二三号、平成一四年）、参照。
- (65) 大田雅夫『桐生悠々』（紀伊国屋書店、昭和四五年）、一四頁。
- (66) 西田幾多郎「山本晁水君の思出」（『西田幾多郎全集』第一〇巻、岩波書店、平成一六年、所収）、四一四―四一五頁。
- (67) 前掲『鹿児島県議会議史』第一巻、三〇七―三二四頁。
- (68) 前掲（注一）『鹿児島百年（中）』、三五七頁。
- (69) 前掲『鹿児島県政党史』、五四―七二頁。
- (70) 前掲『鹿児島県政党史』、九二頁。
- (71) 前掲『鹿児島県議会議史』第一巻、三二二頁以下、参照。
- (72) 『読売新聞』明治二四年九月二〇日付。
- (73) 前掲『鹿児島県議会議史』第一巻、三一―一頁、前掲『鹿児島百年（中）』、三五八頁、芳即正「鹿児島政党史（八）」（『三州談義』第三巻二号、昭和三四年二月）、二一頁。
- (74) 河島醇「第二帝國議會」『国民之友』明治二四年九月二三日号。
- (75) 『東京朝日新聞』明治二四年九月一五日付、九月二〇日付、九月二二日付、『東京日日新聞』明治二四年九月二〇日付、『読売新聞』明治二四年三月二九日付、七月九日付、八月二三日付、一〇月二六日付。なお、河島は板垣総理就任後、「怪傑星亨が恣に操縦する自由党の行き方に嫌気がさした」といわれており（河島弘善『河島醇伝』河島醇伝刊行会、昭和五六年、一三三―三頁）、彼の非総裁論、自由党分離論の背後には、この星との対立があったものと推察される。実際、進歩党との提携が星らによって退けられて後、河島は自由党を脱党、明治二五年三月の第三回総選挙に

は無所属で立候補し、当選している。

(76) 『鹿兒島新聞』明治三十四年九月一九日付。

(77) 『松方正義関係文書』第六卷（大東文化大学東洋研究所、昭和六二年）、一〇〇頁。本書簡は発信年を欠いているが、文中明治三十五年六月設立の国民協会のことが触れられ、また後藤象二郎を閣僚として記し、かつ松方に民党との決別、国民協会との協力を求めていることから、これは後藤通信相を配した第一次松方内閣末期の明治三十五年七月に記したものと判断した。

(78) 前掲『鹿兒島県議会史』第一卷、三二一頁。

(79) 前掲『鹿兒島県議会史』第一卷、三二二頁。鹿兒島四区の詳しい選挙戦の様様については芳即正「鹿兒島政党史（二〇）」（『三州談義』第三卷七号、昭和三四年六月）、三四頁、参照。

(80) 『松方正義文書』（国立国会図書館憲政資料室蔵）。

(81) 前掲『鹿兒島県議会史』第一卷、三二四頁―三二七頁。

(82) 『中央新聞』明治三十五年五月一八日、六月二日、明治三十六年六月二四日付、『読売新聞』明治三十五年八月三〇日付。

(83) 『衆議院議事速記録』第四四号、明治二八年三月八日、七八八―七九〇頁。

(84) 吉村寅太郎『日本現時教育』（金港堂書籍、明治三一年）、二二三頁。

(85) 『衆議院議事速記録』第一三三号、明治三〇年六月四日、二九四頁。

(86) 森田美比『茨城県政と歴代知事』（暁印書館、平成三年）、八九―九〇頁。

(87) 前掲『茨城県政と歴代知事』、九一―九二頁。

(88) 『新潟新聞』明治三三年九月二二日付。

(89) 『新潟新聞』明治三三年一月二日付。

(90) 新潟県議会議史編さん委員会編『新潟県議会議史』明治編2（新潟県議会、平成一四年）、五一―五六八頁。

- (91) 前掲『新潟県議会史』明治編2、九四頁。
- (92) この事件については宮地正人「教科書疑獄事件」(我妻栄編『日本政治裁判史録 明治・後』第一法規出版、昭和四四年、所収)、および『読売新聞』明治三六年五月一四日付、八月六日付、十二月二三日付、参照。
- (93) 前掲『衆議院議員候補者列伝』、三三四頁。
- (94) 前掲『鹿児島県政党史』、一四頁。
- (95) 坂野潤治『明治憲法体制の確立』(東京大学出版会、昭和四六年)、六八一―一〇〇頁。
- (96) 『読売新聞』明治三七年二月一日付。
- (97) 『読売新聞』明治四三年六月二五日付。柏田家の墓は現在も青山霊園にあり、墓碑は新しくなっているものの、場所は盛文埋葬時と変わっていない(二種イ一〇号一九側)。故郷鹿児島県川内市平佐町白坂原にも、墓と来歴を記した記念碑がある。